

# 「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について

## (趣旨)

制度設計専門会合での整理を踏まえ、非化石証書の制度の変更（非F I T非化石証書の取引開始）に伴う環境価値の表示ルールに関する「電力の小売営業に関する指針」の改定を、経済産業大臣に建議することについて御審議をいただきたい。

## 主なポイント

### 1. 経緯

エネルギー供給構造高度化法に基づき小売電気事業者には非化石電源比率を高めていくことが求められているところ、その取組を円滑化するため、平成30年度より非化石証書の制度が導入されている。当初はF I T電源に由来する非化石証書のみが取引されていたが、本年度（令和2年度）より、F I T電源以外の非化石電源に由来する非化石証書（非F I T非化石証書）も取引の対象とされた。

これを踏まえ、電力の小売営業に関する指針（以下「本指針」という。）における需要家・消費者への電源構成等の開示のあり方について記載した部分を改定する必要があることから、本委員会の制度設計専門会合において3回に亘り議論が行われ、以下のとおりとりまとめられた。

### 2. 制度設計専門会合からの報告

#### 1) 本指針の改定

非化石証書の制度の変更に伴い、小売電気事業者の再エネやCO<sub>2</sub>排出量といった訴求・表示について本指針の改定が必要になるが、その際には需要家や消費者への分かりやすさや誤認を招かないことを考慮した内容とすることが重要である。

この点を踏まえ、本指針について、以下の事項についての改定が必要である。（同専門会合での検討論点及び報告内容の詳細については資料5-1を参照。）

- 電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加する。
- 再エネ指定の非化石証書の使用による再エネの表示について整理し、F I T電気にについては、小売電気事業者が3要件を満たした上で再エネの旨を表示することを認める。卸電力取引所調達や化石電源等の電気については、電源構成や主な電源種の表示を行うことを前提に実質的に再エネの旨を表示することを認める。
- 非化石証書の使用によるCO<sub>2</sub>ゼロエミッションの表示も同様に整理し、F I T電気にについては、小売電気事業者が3要件を満たした上でCO<sub>2</sub>ゼロエミッションの旨を表示することを認める。卸電力取引所調達や化石電源等の電気については、電源構成や主な電源種の表示を行うことを前提に実質的にCO<sub>2</sub>ゼロエミッションの旨を表示することを認める。

- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり問題となる行為と整理する。
- 上記の考え方を踏まえた、電源構成表示及び非化石証書使用状況の表示例を記載する。(具体的な表示例については、上記資料5-1の18頁～22頁を参照。)

## 2) その他

なお、表示の具体例の審議の過程で、一部の委員より、需要家・消費者の状況に応じた分かりやすい情報伝達をするためには非化石証書制度の理解が課題であることから、小売電気事業者に非化石証書の由来する電源や非化石証書制度の内容につき注記を求めるといった追加提案があり、これらの追加提案を含めて審議が行われた。

この論点については、他に必要な注記等もある中で記載事項を増やすことが適切ではないこと等の指摘があり、今回の改定に含めることはせず、資源エネルギー庁による非化石証書制度の広報の取組を進めることで対応することとされた。また、電力・ガス取引監視等委員会において、引き続き広報等の状況を注視し、必要な対応について検討していくことが適当とされた。

## 3. 今後の対応（案）

### 1) 経済産業大臣への建議

以上の制度設計専門会合からの報告を踏まえ、資料5-2のとおり、本指針の改定について経済産業大臣に建議することとしたい。

### 2) 非化石証書制度の広報等の状況のフォロー

事務局において、非化石証書制度の広報等の状況をフォローし、適宜、委員会に報告することとしたい。

# 非化石証書制度の変更を踏まえた 小売営業ガイドラインの改定について③

## 第52回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和2年12月1日（火）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

### 本日ご議論いただきたいこと

- 非化石証書の制度改正（非FIT電源に由来する非化石証書の取引開始）を踏まえての、需要家・消費者への表示・訴求の点に関する電力の小売営業に関する指針（以下、「小売営業GLJ」）の改定については、前回の審議で多くの委員より事務局案への支持をいただいたものの、一部の委員より求めがあり、継続審議となった。また、前回はこれと併せて表示に関する具体的な指摘をいただいたところ。
- 今回は、前回以降の対応や検討状況等を踏まえて、小売GLの改定の進め方についてご議論をいただきたい。

## (参考) 前回専門会合での主な意見

### 【事務局案を支持する意見】

- (草薙委員、新川委員、松村委員、安藤委員、中野オブなど)
  - ・整理を踏まえた表示の具体例を見ればよくわかる。実質CO2ゼロエミッションについてもきれいに整理されている。
  - ・非FIT再エネ、FIT電気、JEPX・化石電源等の3つを区別できることが重要で、事務局案は合理的。
  - ・証書の有無や電源構成に関心を持っている人が見れば分かる内容になっており、これでよいと思う。 など

### 【継続審議を求める意見】

- (村上委員)
  - ・現在の制度を踏まえたルールの改定という意味では良い方向に進んでいるが、「実質再エネ」の表示では、消費者に理解してもらうのは難しく、「再エネ証書付き」が望ましい。また、CO2削減や再エネは支持するが原子力の電気は買いたくない消費者もあり、非化石証書の「再エネ指定なし」は誤認を招くので、「非化石証書（原子力）」と記載すべき。継続審議とし、消費者団体への説明と意見交換の場を設けてほしい。

### 【その他表示に関する具体的なご指摘】

- (武田委員)
  - ・抜け殻論点の表示は、景表法の打消し表示の問題に近いと思う。注記の内容や文字の大きさ等について、景表法の打消し表示の考え方を参考にすると良いのではないか。
- (村上委員)
  - ・注記は少しでも離れた箇所にあると読まれない可能性が増えるため、具体的にする工夫をしてほしい。表示例の内外の色についても、違うものを表現していることがもう少し分かりやすくなるよう、工夫が必要ではないか。

## 前回意見を受けての対応 消費者団体に対する説明会

- 前回のご意見を受けて、事務局にて、消費者団体への説明会を実施し、①再エネ指定証書を使用した場合の表示のルールの方向性（「実質再エネ」の表示など）や、②非化石証書制度（審議会での議論の経緯、証書の区分の制度趣旨、非FIT非化石証書の取引開始に向けて進められてきた実務対応）の点を中心に説明及び意見交換を行った。

### <説明会の概要>

日時：令和2年11月10日

場所：一般社団法人 全国消費者団体連絡会（消団連）

参加者：一般社団法人 全国消費者団体連絡会

　　公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

　　特定非営利活動法人 コンシューマネット・ジャパン

　　公益財団法人 生協総合研究所

　　日本生活協同組合連合会 等

20人程度（リモート参加含む）

# 非化石証書（再エネ指定なし）に関する追加提案

- 消費者団体への説明会の後、一部の委員より「非化石証書あり(再エネ指定なし)」につき、由来する電源種についての注記を入れることとしてはどうかという提案があった。
- この点、再エネ指定なしの非化石証書の制度内容を注記すると以下のようになると考えられるが、このような注記を行うことを望ましい行為と位置付けるべきか。

「この証書には、非化石証書のうち、エネルギー供給構造高度化法上で規定される再生可能エネルギー以外に由来するもの（原子力や廃プラスチック等の電源に由来するもの）のほか、再生可能エネルギー電源に由来するもので売り手の選択により再エネ指定の区分とされたものが含まれます。」
- 他方で、非化石証書の表示・訴求に当たって都度このような注記を行うことは、小売電気事業者等の煩雑さが増す面があることに加え、このような制度の説明は非化石証書制度全体の説明と併せて行うことが適切とも考えられるため、今後の制度の広報等によって上記を併せて説明することとし、注記事項には含めないことも考えられるか。

## 非化石証書制度の今後の広報活動について（資源エネルギー庁）

令和2年11月 資源エネルギー庁  
第44回制度検討作業部会資料より抜粋

電力の脱炭素化への要求が益々高まる中で、非化石証書の活用機会は今後増加することが見込まれる。この付加価値の活用のあり方が広く認知され、コストが適切に理解されていくような環境を創出していくためにも、制度の普及・広報は大事な課題。事務局としては、以下のような取組を進めていく方針。

### エネ庁HPの充実化

- 現在エネ庁HPに「非化石エネルギー」というページはあるものの、資料の羅列に留まっている。より制度の理解を容易にするための観点から、再整理し、リデザインを図ることとする。
- また、需要家向けの資料が不足しており、制度に関する平易な資料の作成・公開を進めていく。

### 事業者のニーズの把握

- これまで、定期的に、発電事業者、小売電気事業者、需要家との制度に関する意見交換を実施してきた。更なる需要を拡大するべく、需要家を中心に、ヒアリングを充実する。

### 制度説明会の充実

- 浸透が足りない需要家向けを中心に、制度の理解の促進、需要家ニーズの把握といった観点から、勉強会を継続。来年度は、数回に渡って開催をする予定。

## (参考) 非FIT非化石証書 初回オークションの結果

- 本年11月、JEPXの非化石価値取引市場において非FIT非化石証書の初回のオークションが実施された。その結果は下記のとおり。

■ 非FIT非化石証書（再エネ指定）	約定日11/12
約定価格 1.20円/kWh	
約定量 630,735,457kWh	
■ 非FIT非化石証書（再エネ指定なし）	約定日11/11
約定価格 1.10円/kWh	
約定量 1,246,802,451kWh	

※ 2020年度分の非FIT非化石証書のオークションは、今回11月の他、2021年2月及び5月にも行われる。

### (参考)

■ FIT非化石証書	2020年度第1回(8/21)	第2回(11/13)
約定価格(加重平均)	1.30円/kWh	1.30円/kWh
約定量	151,173,370kWh	508,815,437kWh

## 注記の大きさ・記載箇所の具体化の検討

- 前回の専門会合で、注記を近接した箇所に分かりやすく行うとした点につき、より具体化する工夫が必要ではないかとのご指摘をいただいた(文字の大きさ、記載箇所等)。この点に関する検討は下記のとおり。
- これを踏まえると、近接した箇所の分かりやすい表示と言えるためには、媒体に応じて、見やすい文字の大きさとし※1、注記元の表示と同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所※2に記載すべき旨を表示の具体例に追記してはどうか(18~22頁の緑字部分参照)※3。
  - ※1 例えば、手に取って見る印刷物の場合には8ポイント未満の文字では十分ではなく、また注記元の表示の大きさとのバランス等によってはこれよりも大きい文字とすることが必要となり得る。
  - ※2 例えば、PCでのWeb表示の場合にはスクロールを要しない場所などをいう。
  - ※3 この他、前回のご指摘を踏まえて表示の具体例のグラフのトーンについて一部修正している。

- ✓ 景表法に関し、消費者庁により示されている打消し表示に関する考え方※1(平成30年公表)においては、打消しの文字の大きさ、配置箇所、色等から総合的に判断されるとされ、また、媒体によっても留意を要する要素が異なるものとされており、文字の大きさについて単一の基準が示されているわけではないが、公取委の所管当時においては、公取委が平成20年に示した考え方※2では、一般消費者が手に取って見るような表示物の場合には、最低でも8ポイント以上の大きさで表示することが必要との考え方が示されていた。

※1 打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点（実態調査報告書のまとめ）

※2 見にくい表示に関する実態調査報告書－打消し表示の在り方を中心に－

- ✓ この点、特定商取引法（訪問販売における交付書面）では8ポイント以上の文字とすることが求められており、また、小売営業GLにおいても、軽微な変更以外の契約変更につき、検針票・請求書の裏面に8ポイント未満の小さな文字で記載するだけでは需要家に対する十分な説明とは言えないとされている。
- ✓ 表示の記載場所については、上記※1の消費者庁の考え方において、打消し表示が強調表示と同一の画面内ではなく、強調表示からスクロールが必要な場所（1スクロール以上離れた場所）にある場合には一般消費者が認識できないときがあるとされている。

# (参考) 消費者庁 打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点 (実態調査報告書のまとめ) [平成30年6月公表] 抜粋

## 第2 打消し表示の表示方法について

### 1 基本的な考え方

打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できるように適切な表示方法で表示されているか否かについては、打消し表示の文字の大きさ、配置箇所、色等から総合的に判断されるところ、この判断に当たっては、全ての媒体に共通する要素とともに、各媒体で特徴的な要素についても留意する必要がある。

打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できるような適切な表示方法で表示されているか否かは以下の要素等から総合的に判断される。

#### 〈要素〉

- ・打消し表示の文字の大きさ
- ・強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス
- ・打消し表示の配置箇所
- ・打消し表示と背景の区別
- ・【動画広告】打消し表示が含まれる画面の表示時間
- ・【動画広告】音声等による表示の方法
- ・【動画広告】強調表示と打消し表示が別の画面に表示されているか
- ・【動画広告】複数の場面で内容の異なる複数の強調表示と打消し表示が登場するか
- ・【Web広告（PC）】強調表示と打消し表示が1スクロール以上離れているか
- ・【Web広告（スマートフォン）】アコーディオンパネルに打消し表示が表示されているか
- ・【Web広告（スマートフォン）】コンバージョンボタンの配置箇所
- ・【Web広告（スマートフォン）】スマートフォンにおける強調表示と打消し表示の距離
- ・【Web広告（スマートフォン）】スマートフォンにおける打消し表示の文字の大きさ
- ・【Web広告（スマートフォン）】スマートフォンにおける打消し表示の文字とその背景の色や模様
- ・【Web広告（スマートフォン）】他の画像等に注意が引きつけられるか

# (参考) 消費者庁 実態調査報告書のまとめ（続）、及び小売営業GL 抜粋

## 【前頁の続き（消費者庁報告書まとめ抜粋）】

### 2 問題となる打消し表示の表示方法

#### (4) Web広告（PC）において問題となる表示方法

Web広告は①スクロールしないと画面全体を確認できない場合がある、②情報を読む際に時間制限がない、③提供できる文字数に制限がない等の特徴がある。このうち、画面のスクロールについては、打消し表示の実態調査において、スクロールが必要な場所に表示された打消し表示は、同一画面内に表示された打消し表示よりも、一般消費者が見ない（読まない）傾向がみられた。打消し表示が、強調表示が表示されている位置からスクロールが必要な場所に表示されている場合、一般消費者が打消し表示に気付かなかったり、打消し表示に気付いたとしても、当該打消し表示が、別の画面に表示された強調表示に対する打消し表示であると認識できないときがあると考えられる。

1スクロール以上離れた場所に表示された打消し表示を一般消費者が認識できるか否かを判断する際は、(i)強調表示の前後の文脈や強調表示の近くにある記号等から一般消費者が打消し表示の存在を連想するか否かという点に加えて、(ii)どの程度スクロールする必要があるのかという点等も勘案される。

そのため、例えば、強調表示が表示されている位置から1スクロール下に打消し表示が表示されており、一般消費者が打消し表示に気付かなかったり、打消し表示に気付いたとしても、当該打消し表示が、別の画面に表示された強調表示に対する打消し表示であると認識できないような場合、打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できないと考えられる。こうした表示方法により、商品・サービスの内容や取引条件について実際のもの等よりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるときは、景品表示法問題となるおそれがある。

## 【抜粋】小売営業GL 【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

### 1 供給条件の説明 (3)説明すべき事項 イ 説明事項の一部省略が認められる場合

#### ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合

小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（施行規則第3条の12第4項）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。

なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合は、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字（日本工業規格Z8305に規定する8ポイント未満の文字）で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。

## 今後の進め方

- 本日までの審議を踏まえ、以下を本制度設計専門会合の提言として、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、小売営業GLの改定作業を進めることとしたい。

- ✓ 非化石証書の制度の変更に伴い、小売電気事業者の再エネやCO2排出量といった訴求・表示について小売営業GLの改定が必要となるが、その際、需要家・消費者への分かりやすさや誤認を招かないこと等を考慮した内容とする重要である。この点を踏まえ、小売営業GLについて、以下の改定を行うべき。
- ・ 電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加。
  - ・ 再エネ指定の非化石証書の使用により、FIT電気については、小売電気事業者が3要件を満たした上で再エネと表示することを認める。JEPX・化石電源等の電気については、電源構成や主な電源種の表示を行うことを前提に実質再エネと表示することを認める※。  
※ CO2ゼロエミッションの表示についても同様に整理。
  - ・ 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり問題となる行為と整理する。
  - ・ 上記の改定を踏まえた電源構成表示・非化石証書使用状況の表示例を記載する。

### (参考)

## 小売営業GLの改定方針の事務局案 (前回までの専門会合資料より再掲)

### 【論点】

- (1) 「再エネ」の表示
- (2) 「CO2ゼロエミッション」の表示
- (3) 非化石証書を使用しない場合の表示（「抜け殻」の再エネ電気等の論点）
- (4) 上記 (1) ~ (3) の整理を踏まえた、表示の具体例について

# (1) 「再エネ」の表示について 整理案

第51回制度設計専門会合資料  
(令和2年10月) より抜粋

- 「再エネ指定証書 + FIT電気」に関しては、多くの委員等から事務局案へのご支持をいただいた。
- 「再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等」の場合は、「実質再エネ」との表示を認める多数派の意見と、「再エネ指定証書付」と表示させる意見の両論があった。
- この点、仮に「再エネ指定証書付」と表示させる場合、JEPX・化石電源等のみならず、非FIT再エネ電気やFIT電気についても同様に「再エネ指定証書付」と表示することとなり、却って再エネ電源との区別を弱めるという問題があると考えられる。また、「再エネ指定証書付」への表示を変えることによる誤認が生ずる可能性もある。
- 以上に加え、「再エネ」又は「実質再エネ」とのシンプルな表示を認める方が非化石証書を購入する魅力を高めるものと考えられることを踏まえ、電源の説明をさせることを前提に「実質再エネ」との表示を認めることとしてはどうか。
- これを踏まえ、全体としては下記のように整理することとしてはどうか。

「再エネ」表示の整理案

①再エネ指定証書 + 非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 + FIT電気	③再エネ指定証書 + ①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (+ FIT電気の説明)※1	実質再エネ (+ 調達電源の説明)※2	訴求不可

※1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。

※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを求めることを前提とする。

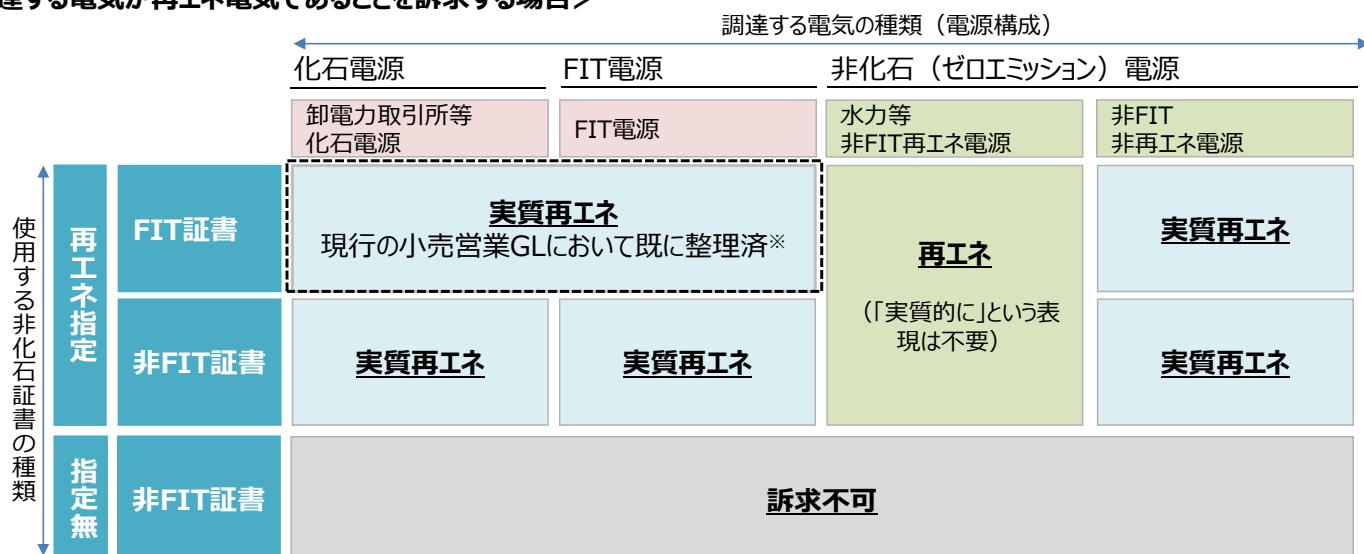
## (参考) 制度検討作業部会の議論

令和2年1月 資源エネルギー庁  
第38回制度検討作業部会資料より抜粋

### (非化石証書を活用した際の「再エネ」の訴求についての整理)

- 小売電気事業者が調達する電気の再エネとしての価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。
- 特に、水力などの非FIT再エネ電源の電気に再エネ指定の非化石証書を組み合わせた場合は、電源構成（特定電源価値）と非化石証書の種類（再エネ指定非化石証書）が一致しており、需要家への誤認を与える懸念がないことから、従前とおりの訴求内容（例えば、水力・再エネ）を行うことを認めてはどうか。

#### <調達する電気が再エネ電気であることを訴求する場合>



## (参考) 本専門会合での議論

### 「再エネ」メニュー等の表示内容に係る指摘

第50回制度設計専門会合資料  
(令和2年9月) より抜粋

- 前記の資源エネルギー庁制度検討作業部会の「再エネ」の訴求内容の整理について、消費者・需要家の分かりやすさの観点から、以下のような指摘が寄せられている。

#### (I) 再エネ指定証書 + FIT電気で、「実質再エネ」と表示する点について

- 非化石証書の使用により、FITの電源も、化石電源も等しく「実質再エネ」と表現されるのは、再エネの電源を重視したい需要家からみると、適切とはいえないのではないか。
- FITの電源は再エネの電源であり、「FIT電気 + 再エネ指定証書」を「実質再エネ」とするには消費者にとって直感的に理解しがたく、「再エネ」と表示できるものとすべきではないか。

#### (II) 再エネ指定証書 + JEPX調達・化石電源等で、「実質再エネ」と表示する点について

- JEPX調達・化石電源等に再エネ指定の非化石証書を使用して、販売メニュー等で「実質再エネ」と訴求する点について、需要家・消費者に実際の調達電源が再エネであるかのような誤認を招かない表現とすべき。
- また、上記訴求を行いながら、電源を併せて示さない事業者や、分かりづらい箇所に電源表示を行う事業者がいるが、誤認を招きかねず問題ではないか。

## (2) 「CO2ゼロエミッション」の表示について 整理案

第51回制度設計専門会合資料  
(令和2年10月) より抜粋・一部修正

- 「再エネ」表示の整理（12ページ参照）を踏まえると、「CO2ゼロエミッション」の表示については以下のように整理されるのではないか。

### 「CO2ゼロエミッション」の表示の整理案

① 非化石証書 +非FIT非化石電源	② 非化石証書 +FIT電気	③ 非化石証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④ 証書使用なし
CO2ゼロエミ	CO2ゼロエミ (+FIT電気の説明)※1	実質CO2ゼロエミ (+調達電源の説明)※2	訴求不可

※ 1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。

※ 2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。

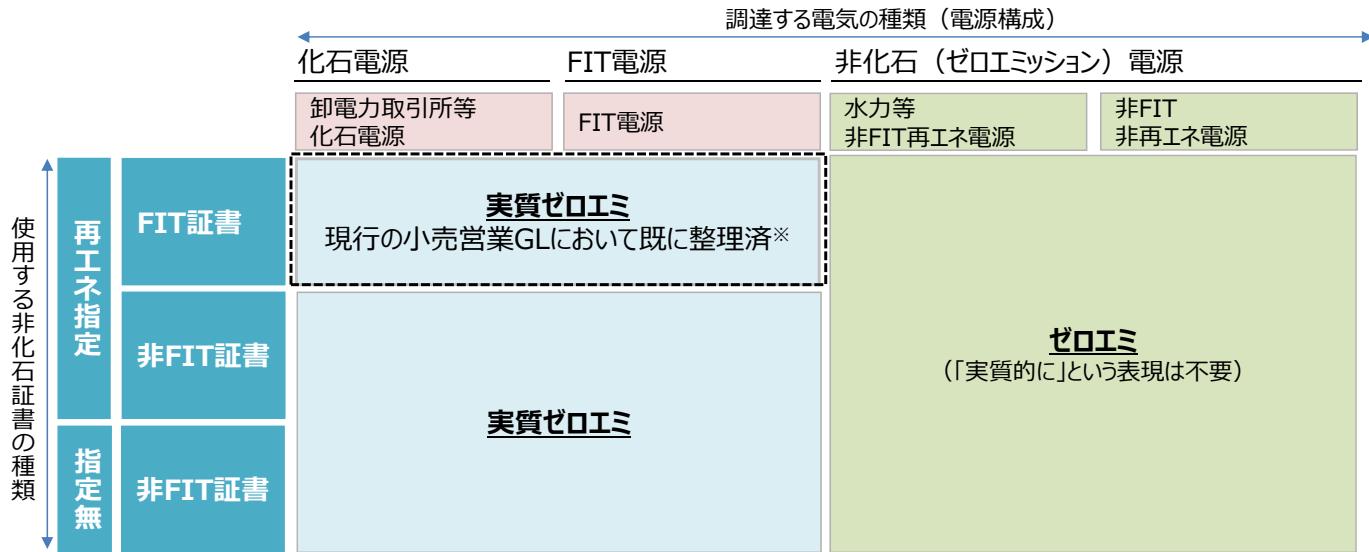
## (参考) 制度検討作業部会の議論

令和2年1月 資源エネルギー庁  
第38回制度検討作業部会資料より抜粋

### (非化石証書を活用した際の「ゼロエミッション」訴求についての整理)

- 小売電気事業者が調達する電気のゼロエミッション価値を訴求する場合、電源と使用する非化石証書の種類の組み合わせによって、以下のような整理が考えられるのではないか。

<調達する電気がゼロエミッション電源に由来する電気であることを訴求する場合>



※本資料P.15「(参考)FIT非化石証書に係る環境表示価値等の取り扱いについて」参照。

## (3) 非化石証書を使用しない場合の表示について 考え方

第51回制度設計専門会合資料  
(令和2年10月) より抜粋

- 基本的な考え方**として、小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにも関わらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり、問題となる行為と整理してはどうか。
- 具体的には、例えば、小売電気事業者が、水力電源由來の電気やFIT電気を調達した場合に、非化石証書を使用していないにも関わらず、「水力100%メニュー」や「FIT電気100%メニュー」等として販売し、環境価値を有する電気との印象を需要家・消費者に与えると考えられる場合には、問題となる行為に該当することとしてはどうか。

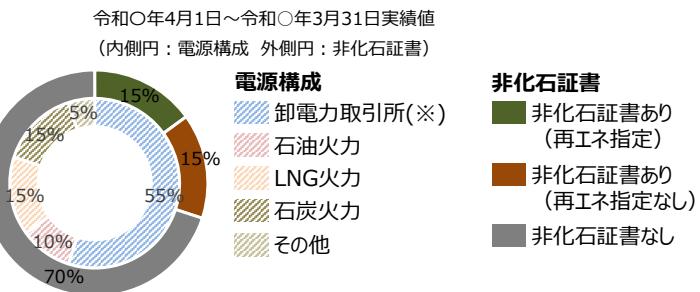
## (4) GL中で示す表示例のイメージ

### [1]電源構成・非化石証書使用状況の一般的な表示例

- 前回の議論で、電源構成に加えて非化石証書の使用状況も開示することが望ましいものと整理した。これを踏まえた、表示例のイメージは下記のとおり（二重円グラフで示す例と、二つの円グラフを併記する例の2例を示す）。

例1．1つのグラフ内で電源構成と非化石証書を示す場合

#### 当社の電源構成・非化石証書使用状況

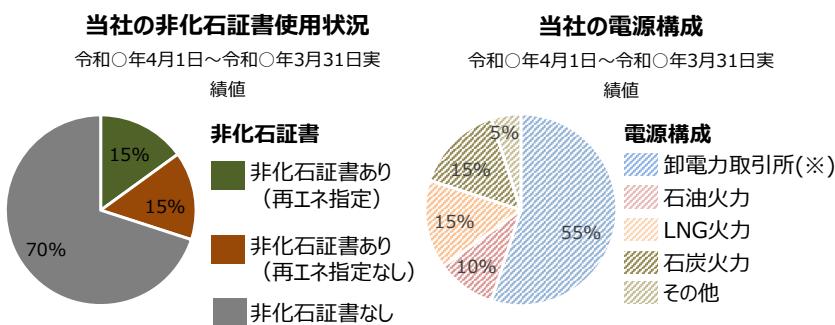


#### 注記

(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

〔なお、上記のほか、現行GLで求められている所定の注記は引き続き必要となる。以下同じ。〕

例2．非化石証書と電源構成で円グラフを2つ併記する例



#### 注記

(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

なお、電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい。（現行のGLでの整理のとおり）

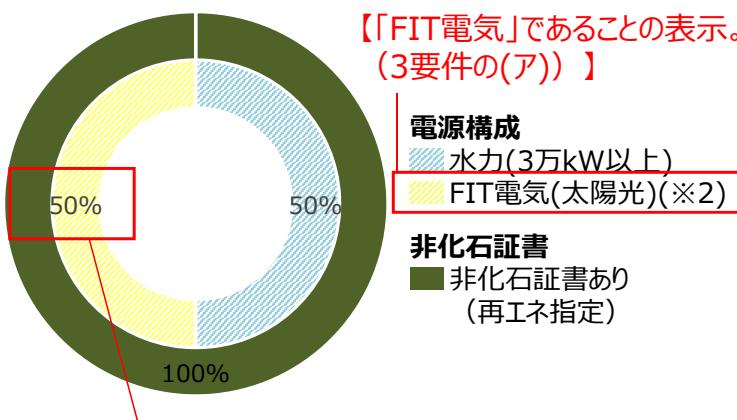
## (4) GL中で示す表示例のイメージ

### [2]再エネメニューの表示例（例。「再エネ100%」メニュー）

- 「再エネ100%」など、再エネのメニューの場合の表示例は下記のとおり。

#### 再エネ100%メニュー(※1) 本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



【FIT電気の割合を示す。  
(3要件の(イ))】

現行GL上も、「再エネ」メニュー、「CO2ゼロエミ」メニューといったメニューでの販売は小売供給の特性に含まれているものと考えられ、電源構成・非化石証書使用状況の説明が必要となる。  
(次の[3][4]も同様。)

#### 注記

(※1)  
FIT電気を含みます。(※2参照)

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

【↑証書ありの場合のFIT電気注記。  
再エネ指定証書を使用する場合であっても、FIT制度の説明が必要。(3要件の(ウ))  
この説明は、再エネの旨の訴求の記載と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注記元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。】

## (4) GL中で示す表示例のイメージ

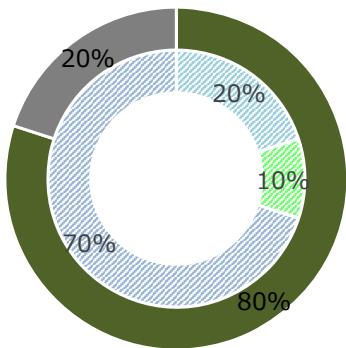
## 〔3〕実質再エネメニューの表示例（例、「実質再エネ80%」メニュー）

- 「実質再エネ80%」など、非化石証書の使用により実質的に再エネとするメニューの場合の表示例は下記のとおり※1。

※1 なお、下記の例の場合、事業者の選択において「再エネ30%」、「再エネ30%・実質再エネ50%」などの表示も可能である（「再エネ80%」は不可。）が、「実質再エネ」の場合の注記の例を示すため、ここでは実質再エネメニューとの切り口で例として取り上げているもの。

実質再エネ80%メニュー（※1）  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



**電源構成**  
 ■ 水力(3万kW以上)  
 ■ FIT電気(風力) (※2)  
 ■ 卸電力取引所(※3)

**非化石証書**  
 ■ 非化石証書あり  
(再エネ指定)  
 ■ 非化石証書なし

## 注記

(※1) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに再エネ指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気80%の調達を実現しています。

【↑再エネ電源(FIT電気含む。)以外の電気に非化石証書を使用して非化石証書の訴求をする場合、それと近接した箇所に電源構成表示又は主な電源種の説明を分かりやすく行う必要があり、媒体に応じ、注記元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。】

(※2) FIT電気の注記

(スライド[2]の※2と同様。)

(※3) 卸電力取引所調達電気の注記

(スライド[1]の※と同様。)

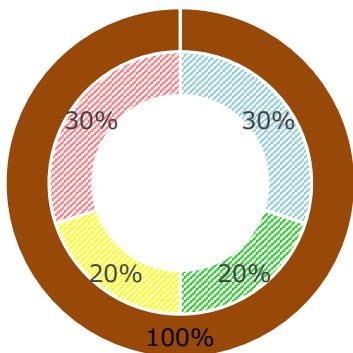
## (4) GL中で示す表示例のイメージ

## 〔4〕CO2ゼロエミメニューの表示例（例、「CO2ゼロエミ100%」メニュー）

- 「CO2ゼロエミ電気100%」など、CO2排出量に係るメニューの場合の表示例は下記のとおり。

CO2ゼロエミ100%メニュー  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



**電源構成**  
 ■ 水力(3万kW以上)  
 ■ 風力  
 ■ 太陽光  
 ■ 原子力

**非化石証書**  
 ■ 非化石証書あり  
(再エネ指定なし)

なお、「実質CO2ゼロエミ」のメニューの場合の注記の例は以下のとおり。

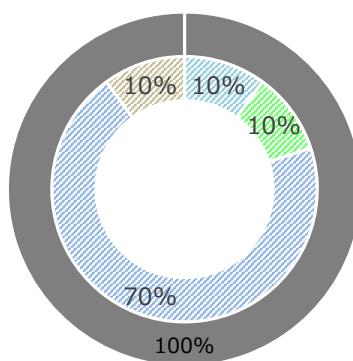
(※) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的にCO2ゼロエミッション電源○%以上の調達を実現しています。

**[5]非化石証書を使用しない場合の説明**

- 再エネ電源や非化石電源の電気に対応する非化石証書を使用しない場合の説明の例は下記のとおり（抜け殻論点）。

**当社の電源構成・非化石証書使用状況**

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



揚水発電は、高度化法の非化石電源比率の算定上で一部除かれるため、そのような部分は一般水力とは区別する必要があり、「水力」の区分からは除くものとする（現行GLの整理の一部修正）。

具体的には、当該部分は「揚水」の項目で開示する、或いは「その他」に含めるといった方法で開示することが考えられる。

**注記**

(※1) この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

**【↑再エネ電源や非化石電源に対応する非化石証書を使用していない場合、再エネ電源や非化石電源としての価値がないことの説明が必要。電源の表示と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注記元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注記の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。】**

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。

この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値やCO2ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

**【↑FIT電気の注記（証書使用なし）。】**

(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

(案)

番号  
年月日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議について

平成28年1月に制定された「電力の小売営業に関する指針」(以下「本指針」といいます。)については、非化石証書の制度の変更(非FIT非化石証書の取引開始)に伴い、環境価値に関する表示のルールを整理する必要があることから、その内容について見直しを行う必要があります。

については、電力の適正な取引の確保を図るため、本指針につき別添の事項の改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

## 電力の小売営業に関する指針 改定事項

- 電源構成の開示だけでなく、非化石証書の使用状況についても情報開示するよう、それを望ましい行為に追加する。
- 小売電気事業者が、非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO<sub>2</sub>ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示・訴求を行うことは、需要家・消費者の誤認を招くものであり問題となる行為と整理する。
- 非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤認を招く表示をすることは問題となる行為と整理する。あわせて、以下の場合は問題となる行為にあたらないことを明確化する。
  - ・ 再生可能エネルギー電源の電気（FIT電気を含む。）について、非化石証書（再エネ指定）を使用して、再エネの電気である旨を表示することは問題とならない。（ただし、FIT電気については、現行の指針で求められている3要件の表示が必要。）
  - ・ 卸電力取引所調達や化石電源等の電気について、電源構成や主な電源種の表示を行った上で、非化石証書（再エネ指定）を使用して、実質的に再エネの電気である旨の表示することは、問題とならない。
  - ・ 非化石電源の電気（FIT電気を含む。）について、非化石証書を使用して、CO<sub>2</sub>ゼロエミッションの電気である旨を表示することは問題とならない。（ただし、FIT電気については、現行の指針で求められている3要件の表示が必要。）
  - ・ 卸電力取引所調達や化石電源等の電気について、電源構成や主な電源種の表示を行った上で、非化石証書を使用して、実質的にCO<sub>2</sub>ゼロエミッションの電気である旨を表示することは問題とならない。
- 上記の考え方を踏まえ、電源構成及び非化石証書使用状況の表示例を記載する。（具体的な表示例については、第52回制度設計専門会合資料4の18頁～22頁を参照。）